

地域包括支援センターの機能強化に向けた取り組みについて

「地域包括ケアシステム」を支える連絡調整・総合相談機関としての機能強化に向けて、地域包括支援センター設置運営事務委託契約に関し、平成 24 年度は以下のとおりの取り組みを実施している。

1 契約期間の複数年化

地域包括支援センター（以下「センター」という。）設置運営事業委託契約については、センターを新たに設置した平成 18 年度以降、高齢者人口の推移や制度改正等の状況に応じた委託内容の年度毎の見直しが必要であるという理由から、契約期間を 1 年間（当該年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）とする単年度で契約を行ってきたが、センター設置から 6 年が経過し、国の制度や各センターの運営状況も安定してきたと考えられること等を踏まえ、高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の計画期間（24～26 年度）に合わせた契約期間の 3 ヶ年の複数年化を実施した。

このことにより、職員の安定的な雇用や、センター事務の軽減につながるほか、各センターがこれまで以上に地域と連携した、きめ細かで継続的な活動の実現に資するものと考えている。

ただし、平成 24 年 4 月から新たに設置運営法人を選定した 5 センター（榴岡・鶴ヶ谷・六郷・七郷・袋原）及び消費生活協同組合法の改正に伴い、現設置運営法人として平成 25 年度以降受託することができなくなる花京院の計 6 センターについては、引き続き単年度契約としている。

2 委託料の見直し

介護保険法の改正により、センターと地域の関係者とのネットワーク構築が努力義務化されたことや震災の経験を踏まえ、センター運営にあたって日頃から民生委員や町内会等との情報の共有化を図るなど地域と連携したきめ細かな活動を行えるよう、以下のとおり職員配置に関する委託料の見直しを行った。

(1) 基本事業費

担当圏域に居住する高齢者人口等を勘案し、必要なセンターについては、3 職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員）のそれぞれ 1 人を配置する標準配置（年額 16,500 千円）を上回る、4 人配置に対する基本事業費（年額 20,500 千円）の設定を行った。

(2) 体制整備加算

指定介護予防支援事業のケアプラン件数に応じた委託料加算について、加算額設定の指標としている 1 月あたりケアプラン件数を実態に応じて引き下げる等、人員配置に対する加算が受けやすくなるよう見直しを行った。